

在宅医療・介護サービス

～住み慣れた地域での生活をサポートする～



もくじ	
1	在宅医療・介護とは 1
2	在宅医療・介護のイメージ図 2
3	地域包括支援センターとは 3
4	ケアマネジャーとは 3
5	訪問診療とは 4
6	訪問歯科とは 4
7	訪問看護とは 5
8	訪問介護とは 5
9	訪問薬剤管理とは 6
10	訪問栄養食事指導とは 6
11	訪問リハビリとは 7
12	福祉用具とは 7
13	誰に相談すればいいの？ 8
14	あなたの身近にある那覇市地域包括支援センター 9～10



那覇市在宅医療・介護連携支援センター ちゅいしーじー那覇



ちゅいしーじー那覇 検索

1 在宅医療・介護とは

在宅医療とは、通院が困難な患者さんに対して、医師や歯科医師、看護師や薬剤師、栄養士、理学療法士などが、ご自宅または住宅型有料老人ホームなどの居宅系施設に訪問して提供する医療のことです。

また、在宅医療と同時に介護認定を申請して認定を受けると在宅生活に必要な介護サービスを受けることもできます。費用は年齢、病状により医療保険、介護保険で賄うことができます。

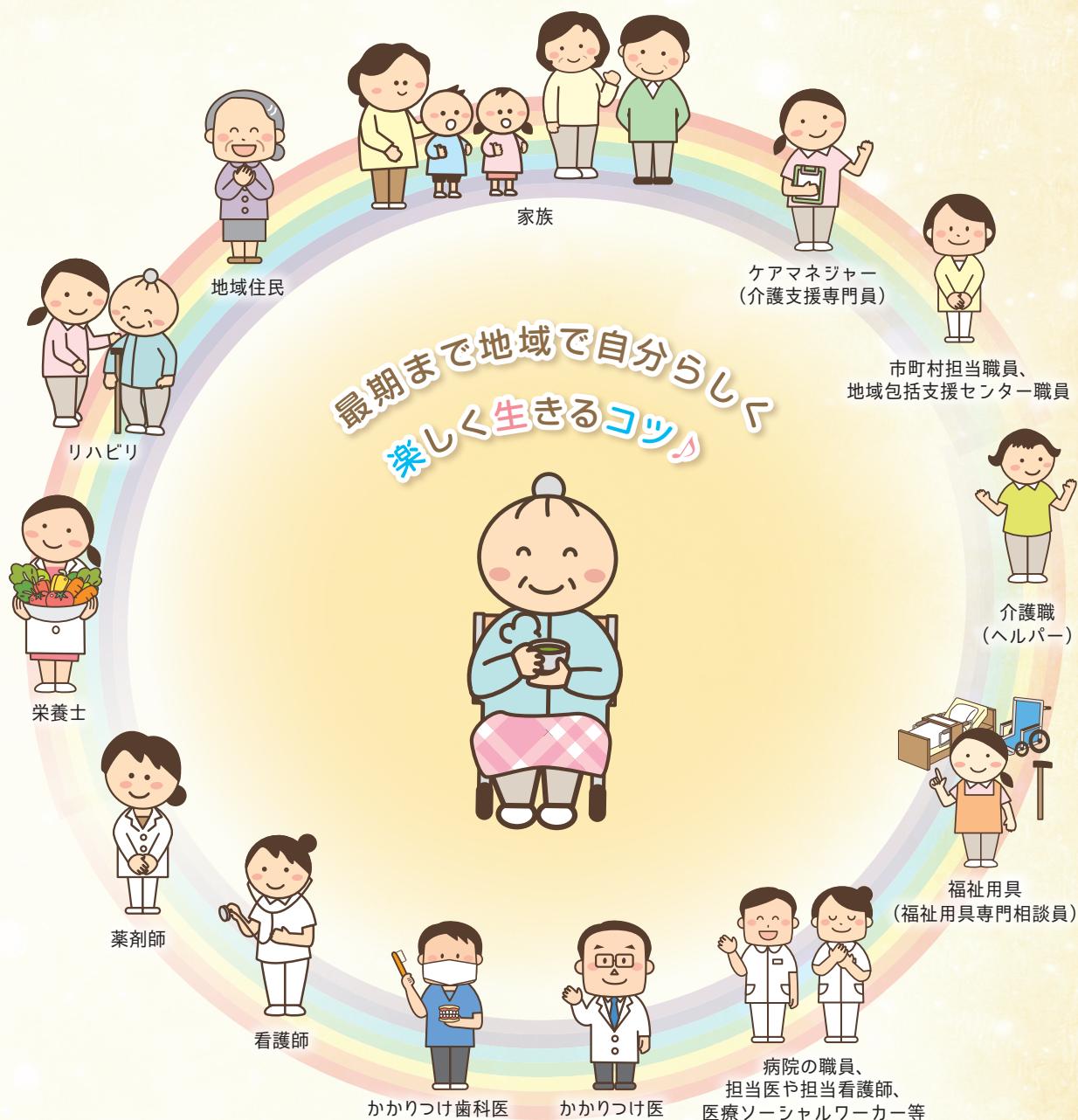
在宅介護とは、高齢による身体機能の低下や、病気、障害などをお持ちの方が、日常生活を送るために住み慣れたご自宅で必要な各種の介護サービスを受けることです。ご自宅以外の住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、グループホームなどで受ける介護サービスも在宅介護と言えます。

ご家族だけの介護では、長期にわたると介護をするご家族も介護を受ける人も疲労やストレスが大きくなることもあるでしょう。そこで、介護保険を利用して、介護職（ヘルパー等）がご自宅に来て介護をしてくれる訪問介護や、施設に通って専門スタッフによる介護や食事・入浴などの介助を受ける通所介護（デイサービス）を利用することでご家族の介護負担を減らし、住み慣れたご自宅等での日常生活を続けることが可能になります。また、介護用ベッドや車いす、様々な介護福祉用具も介護保険を利用して借りりんぐことができるため、ご自宅で過ごしやすい環境を作ることができます。

誰もが住み慣れた地域や自宅で安心して暮らしたいと望むものです。ご近所との語らい、ペットとの戯れ…。不安や悩みを1人で抱えることはありません。

在宅医療と在宅介護は連携し、温もりある暮らしを支えます。

2 在宅医療・介護のイメージ図



それぞれの役割については、3ページ目から掲載されているので参考にしてください。

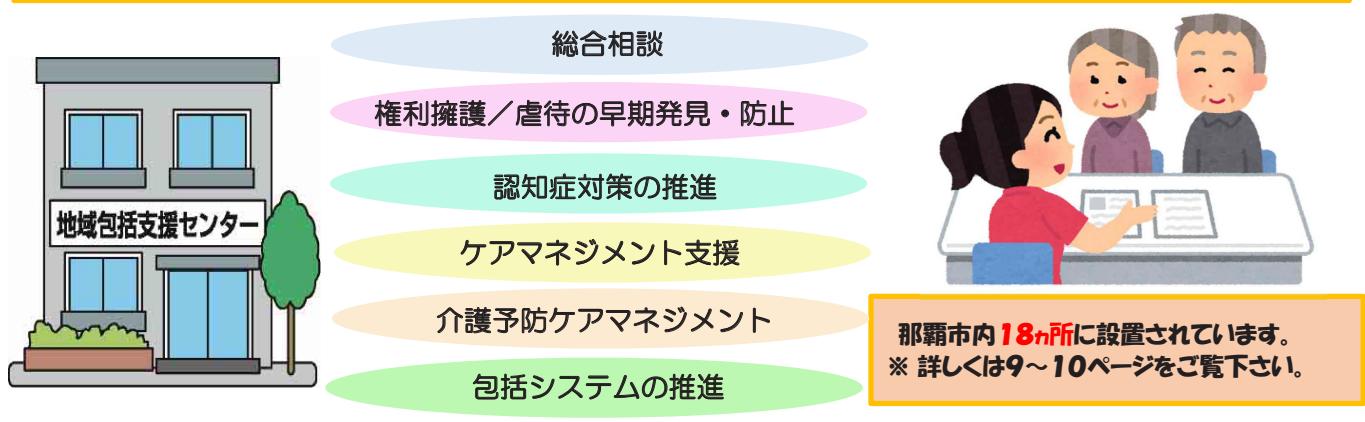
病気になっても、高齢になっても、障がいを持っていても、住み慣れた地域で暮らし続けたい。そうした方々の想いを私たちはサポートします。

3

地域包括支援センターとは

主任ケアマネジャー・保健師・社会福祉士・認知症地域支援推進員が、高齢者の介護予防や介護保険・福祉に関する様々な相談に応じ、各種の公的な保健・福祉サービスの紹介・相談などを行なう総合窓口です。

より身近な地域の総合相談機関として、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らしていくための、さまざまな支援を行ないます。



4

ケアマネジャーとは

～「介護支援専門員」とも呼ばれています～



要介護の認定を受け、介護を必要とする方に適したケアプランを立て、サービスの調整を行ない、きちんとサービスが実行されているか、あるいは効果が出ているかなどの確認を定期的に行ないます。



「どんなサービスがあり、どんなサービスが適しているのか分からない」「どうすればサービスが受けられるのか分からない」「サービスを受けるのに幾らかかるか分からない」といったサービス導入にあたっての悩みから「どうすればより良い介護が行なえるかを知りたい」という疑問まで、幅広く対応してくれる在宅介護のパートナーです。

5



訪問診療とは

計画的な定期の訪問に加え、緊急時には 365 日 24 時間体制で対応、必要に応じて臨時往診や入院先の手配などを行ないます。



ご自宅で**医療処置**を行ないます。

- 経管栄養（胃ろう等）
- 在宅酸素療法
- ストーマ処置
- 人工呼吸器
- 透析（全てではない）
- がんのケア
- お薬の処方 など

在宅での療養を行なっている患者さんで、疾病、傷病のために通院による療養が難しい方に対して患者さんご自宅へ定期的に訪問して行なわれる診療のこと。

◎往診とは・・・突発的な病状の変化に対して、緊急的に家に伺って診療を行なうことを指します。

6



訪問歯科とは



誤嚥性肺炎の予防や食べる楽しみの回復など、口腔機能のリハビリテーションも行ないます。治療の方法は利用者の体力に合わせて無理のないように進めています。



健康は、
口から食べる
ことが基本です！

通院困難な方のご希望をお聞きし、むし歯や歯周病などの治療や入れ歯の作製・修理、口腔ケアなどに対応しています。



訪問看護とは

■療養上のお世話

身体の清拭、洗髪、入浴介助、食事や排泄などの介助・指導

■医師の指示による医療処置

■病状の観察

病気や障害の状態、血圧・体温・脈拍などのチェック

■医療機器の管理

在宅酸素、人工呼吸器などの管理

■ターミナルケア

■床ずれ予防・処置

■リハビリテーション

■療養生活の相談とアドバイス 等



訪問看護介入には、かかりつけ医による訪問看護指示書が必要となります。

病気や障害を持った方が住み慣れた地域やご家庭で、その人らしい療養生活が送れるように支援するサービスです。地域の訪問看護ステーションから看護師等がその方の生活する場所へ訪問し、医師の指示書のもとに看護ケアを提供します。24時間365日、療養生活を支援しています。

訪問介護とは

～「ヘルパー」とも呼ばれています～

※ヘルパーになるには**介護職員初任者研修**が必要です。ヘルパーとは介護保険法により定められた職業の名称のことです。文献によれば、「高齢者や身体に障害を抱える人に対し日常生活上で困難な事の援助やケアを行なう」とあります。それに対して「家事のプロ」と記されているのが家政婦です。つまり、ヘルパーは資格を持った介護者であり、介護保険で定められた範囲の家事援助のみが義務づけられている者です。あくまで介護がメインで、家事のプロではないのです。

主なサービス

- 食事、入浴、衣服着脱
- 排泄の介護、身体の清拭
- 洗髪、通院の介助などの身体の介護に関するサービス
- 調理、衣服の洗濯、買い物など、家事に関するサービス

また、利用者及び家族からの「相談援助」及び「介護に関する助言」を行なっております。



まずは担当のケアマネジャー（介護支援専門員）に困っていることをお伝えしましょう。

対象者

要介護認定を受け、要支援もしくは要介護の認定を受けた方です。

介護スタッフがご自宅に訪問し、家事や調理、身体介護などを行ないます。毎日の生活を、なるべくご自宅で普段通りに過ごしたい、そうしたご本人やご家族を力強くサポートするサービスです。

9

訪問薬剤管理とは



- 薬の使用状況・効果・副作用などを確認
- 体調や生活状況を確認
- 薬の管理（麻薬の管理も行ないます）
- 薬のことで困ったことの聞き取り
- 今回処方された薬のご説明、お渡し
- 次回の訪問日を確認



- ご自宅等を訪問し、生活状況を確認したうえで、お薬をきちんと飲めるような工夫を提案します。
- お薬が生活に与える影響を評価し、悪い影響がある場合はその理由を明らかにし、改善に取り組みます。

※医療保険、介護保険を使って一部負担金が発生します。

※ケアマネジャー（介護支援専門員）などに薬剤師が同行することもあります。

薬局に来られない患者様に対して、薬剤師が医師と同行あるいは単独でご自宅や高齢者施設を訪問し、薬のお届けと服薬のご相談にお応えします。

10

訪問栄養食事指導とは



適切かつ実践的な栄養指導を行なうことで、栄養状態が良くなり、疾病や日常的な動作の改善が期待でき、利用者、患者の生活の質の向上を担っているのが訪問栄養士の役割です。



対象者

- 介護保険認定を受けており、介護度がついている方で、疾患などに対する食事内容の調整や嚥下困難、低栄養状態にあると医師が判断した方

- 介護保険認定を受けていない方で、特別な食事や栄養の管理が必要であると医師が判断した方

在宅にて通院または通所が困難な方に対して、管理栄養士が、月に2回まで自宅に定期的に訪問し、療養に必要な栄養食事指導を行なうものです。

11

訪問リハビリとは

～「リハビリスタッフ」は3種います～



理学療法士 (PT)

動作の専門家。起きる・座る・立つなどの基本動作能力の回復や維持、および障害の悪化の予防を目的に、運動療法などを行ないます。

作業療法士 (OT)

基本的動作能力から社会適応能力まで、本人にとって意味のある作業等を通して、その人らしい生活獲得を支援します。



言語聴覚士 (ST)

ことばによるコミュニケーションや嚥下に問題がある方々の社会復帰をお手伝いし、自分らしい生活ができるよう支援します。



訪問リハビリテーションでの「介護保険」の適用は、原則、要介護認定者のみ

○要支援（1・2）要介護（1～5）と認定された方や、主治医から「訪問リハビリテーションが必要」と認められている方

○要介護認定の対象とならない40歳未満の方の場合や40～64歳以下で特定疾患に当たるまらない方の場合は介護保険が使えないで、医療保険の適用になります。

12

福祉用具とは



介護が必要な高齢者の日常生活を助けるため、または身体の機能訓練のための用具のことです。要介護者である利用者が、自分の家で自立した日常生活を営むことができるよう助ける用具については、介護保険給付の対象となっています。

借りる (福祉用具貸与)



※ 介護度によって、利用できる福祉用具が異なります。

- | | | |
|---------|--------------|----------|
| ①手すり | ②スロープ | ③歩行器 |
| ④歩行補助つえ | ⑤車いす | ⑥車いす付属品 |
| ⑦特殊寝台 | ⑧特殊寝台付属品 | ⑨床ずれ防止用具 |
| ⑩体位変換器 | ⑪認知症老人徘徊感知機器 | |
| ⑫移動用リフト | ⑬自動排泄処理装置 | |

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。

買う (特定福祉用具購入)

※ 申請が必要です。
※ 指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象にはなりませんので、ご注意ください。

- | | |
|----------------|----------------|
| ①腰掛便座 | ②自動排泄処理装置の交換部品 |
| ③入浴補助用具 | ④簡易浴槽 |
| ⑤移動用リフトのつり具の部分 | |

年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。
(毎年4月1日から1年間)

福祉用具の利用を希望される場合は、担当のケアマネジャー（介護支援専門員）や福祉用具専門相談員（福祉用具貸与・販売事業所）にご相談ください。



誰に相談すればいいの？

早めの相談により、いろいろなサポートと出会うことができます。

かかりつけ医



定期的な通院が困難になってきた場合などは、かかりつけ医に**5 訪問診療**を依頼できるか相談してみましょう。

専門外などの理由で訪問診療の対応が困難な場合もありますので、その場合は訪問診療などを行なっている医療機関を紹介してもらえるか相談してみましょう。

病院の職員、担当医や担当看護師、医療ソーシャルワーカー等



多くの病院に「**地域医療連携室**」などの相談室が設けてありますので、退院後も医療的ケアが必要になった場合などは**医療ソーシャルワーカー**や**看護師**等に相談してみましょう。

在宅での療養についてのアドバイスや在宅医の紹介をしてくれます。

ケアマネジャー（介護支援専門員）



4 ケアマネジャーは自宅で受けられる各種サービスなどを一緒に考えてくれますので、担当のケアマネジャーに相談してみましょう。

訪問診療を行なっている医療機関、**7 訪問看護ステーション**などの紹介や連携の相談に応じてくれます。

市町村担当職員、地域包括支援センター職員

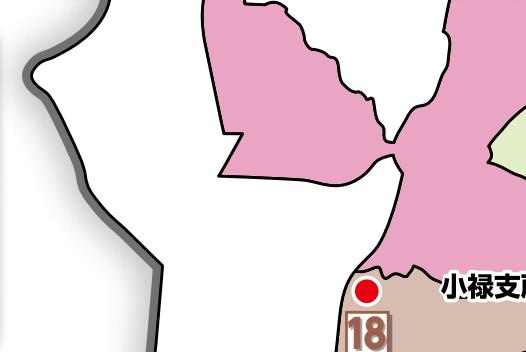
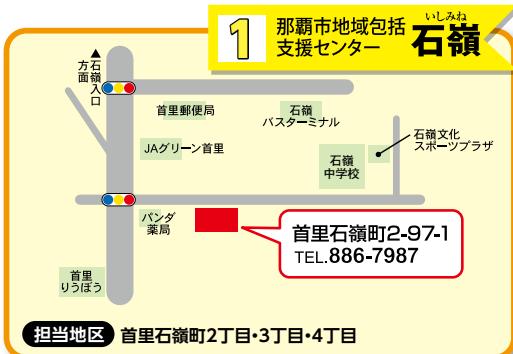


地域での暮らしに悩みや疑問がある場合などは、お住まいの「**市町村担当課（那霸市ちゃーがんじゅう課）**」や「**3 地域包括支援センター**」へ相談してみましょう。

介護保険制度や各種サービスなどについて、説明や紹介をしてくれます。

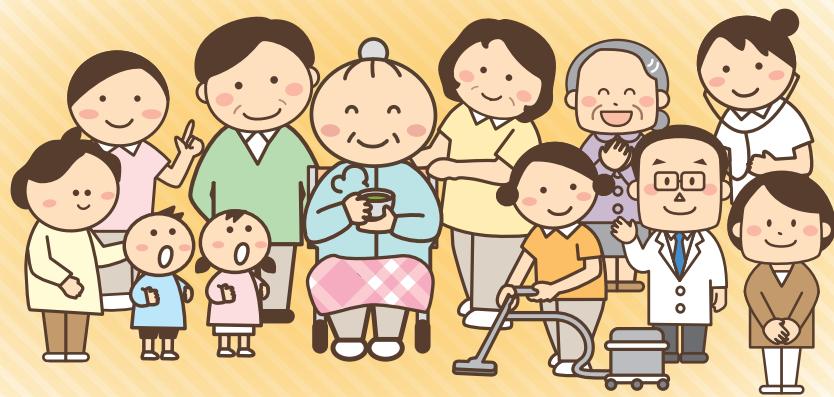
* 9~10ページの「**あなたの身近にある那霸市地域包括支援センター**」をご覧下さい。

あなたの身近にある那覇



市地域包括支援センター





❖ 那霸市在宅医療・介護連携支援センター ちゅいしーじー那霸

〒900-0034 那霸市東町26番1号(一般社団法人那霸市医師会内)

TEL: 098-860-5666 (直通) FAX: 098-860-5667

Email: z1@naha-med.or.jp (受信専用)

月曜~金曜(土・日・祝祭日を除く)、午前8時30分~午後5時30分

※ 「ちゅいしーじー」とは

互いに助け合うさまを指し、医療や介護が必要となっても地域の中で安心して過ごすことができるための地域全体のふれあいを意味します。

ロゴマーク



様々な形が、交差する様から「みんなが支え合っている」ということを意味します。左が医療、右側が介護。双方から中にあるひとや地域を支えているイメージです。色は左は市木のフクギの緑、右は市花のブーゲンの赤、上は空の青、下は海の青です。